

令和4年度 キャリア活用採用選考（特定任期付） 政策企画局戦略広報部戦略広報担当課長 採用案内

令和4年7月25日
東京都政策企画局

戦略広報部は、広報に関連する部門が局横断で集約され、令和4年4月に発足した新しい部署です。様々な対象者に応じた戦略的な広報・情報発信を展開し、都庁全体の広報力の強化を図る司令塔であり、旗振り役・牽引役を担っています。

約17万人の職員が、街づくりや教育、スポーツ、環境、文化、観光、被災地復興支援、経済、テクノロジーと、日々幅広い分野の行政課題に立ち向かっている都庁の広報力を高めるため、戦略広報部ではこの度、高い専門性と豊富な経験、そして東京都の未来に対する熱い想いを有する民間人材を、管理職として募集します。

1 採用予定職、採用予定人数等

- (1) 採用予定職 ※特定任期付職員
政策企画局戦略広報部戦略広報担当課長
(上記の局以外の局へ兼務職員として勤務する場合があります。)
- (2) 採用予定人数
5名程度
- (3) 採用予定日
令和4年10月1日
- (4) 任用期間
令和4年10月1日から令和6年9月30日まで
(最長5年まで期間を延長できる場合があります。)
- (5) 勤務場所
東京都政策企画局戦略広報部
(新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎14階北側)
※勤務場所に関して、東京都各局の広報部署になる可能性があります。
- (6) 募集期間
7月25日(月曜日)から8月7日(日曜日)まで

2 都として求めるスキル

※(1)～(9)のうち1つ以上の経験を、計5年以上お持ちの方

- (1) ストラテジックプランナー、マーケティングディレクターなど、マーケティング・コミュニケーション領域の経験
- (2) プレスリリース・メディア対応から、広告メディアバイイング・メディアプランニング・リス

クコミュニケーション、インフルエンサータイアップをはじめ、PR ディレクター等の広報に関する実務経験

- (3) SNS 運用担当者やアカウントディレクターなど、SNS 活用における一連の業務に幅広く関わった経験
- (4) メディア運営をはじめとした情報発信や、ホームページの運営・管理など、Web サイト全般に関する業務経験
- (5) Web サイトのリニューアルや SNS アカウント設計をはじめ、情報整理に関する業務経験
- (6) 国内外の各種メディアや広報・広告及びこれに関連する領域（DX、アート、テクノロジー、スポーツ、文化等）における幅広い知見・ネットワークを活かした実務経験
- (7) クリエイティブ（グラフィック・Web デザイン・動画、コピーライターなど）、UI/UX に関する経験
- (8) リサーチ・効果測定を含め、ブランドマネジメント・危機管理広報などのコーポレートコミュニケーションに関する経験
- (9) 社内広報・インナーコミュニケーション・研修など、啓発・社内コミュニケーションに関する経験

※その他

特に、スポーツ振興・文化振興（ボランティア文化の定着、男女平等施策の推進、エシカル消費の普及啓発なども含む）における以下の広報実務経験。

- (A) スポーツマーケティング実務経験（プロスポーツチームや大中規模プロジェクトの広報戦略立案/実務等）
- (B) 当該分野メディア担当者へのプロモート/関係構築/露出交渉/渉外経験
- (C) 大規模なスポーツ・文化振興イベントや記者会見等の企画立案/広報実務ハンドリング/現場対応経験

3 職務内容

- (1) 都庁の広報・情報発信全般に関する戦略策定
都庁の抱える広報課題に応じて、テレビや新聞をはじめとしたマスメディアでの広報展開に限らず、デジタル施策やイベント、プロモーションなど、あらゆる側面から生活者にアプローチし、都政情報を届けるための戦略を構築、企画を立案し、実施すること
- (2) 国内主要メディアとのメディアリレーション構築
都民・事業者に広く情報を届けるために、マスメディア（TV、新聞、ラジオ、雑誌、Web 等）の中から適切な媒体を選定し、能動的なアプローチによりメディアリレーションを構築。情報が的確かつタイムリーに届くよう、PR 手法・ツールを複合的に組み合わせ、企画立案から各所調整、最終的な発信までを行うこと
- (3) デジタルマーケティングを活用した情報発信企画
国内外のメディア報道や SNS、そして世論調査などを踏まえ、都として重点的に情報発信をしていくタイミングやターゲットおよび手法の選定、発信内容の改善など、ホームページ及び SNS を中心としたデジタルマーケティングを活用した情報発信の企画・実施、効果分析を行うこと

- (4) 効果的かつ訴求力のある広報・PRの実施
都庁が積極的に発信すべき重要施策に関し、動画・Web コンテンツの企画・作成、広告の掲出、著名人・インフルエンサーとのタイアップなど、多様な手法を組み合わせながら、効果的に発信すること
- (5) 新たな広報・PRに関する企画・実施
国内外の各種メディアや広報・広告及びこれに関連する領域（DX、アート、文化、テクノロジー、スポーツ等）における幅広い知見・ネットワークを活かして、新たなデジタル媒体・広告手法など、最新の情報や技術を取り入れながら、新たな広報・情報発信に関する企画を立案し、実施すること
- (6) 統一感のあるブランディング・コミュニケーション戦略の実行
危機管理とともに、都庁のブランド力の強化、統一感のある情報発信を実現するため、適宜適切に助言を行い、実行をサポートすること
- (7) 都庁全体の広報力向上に向けた各局支援・啓発活動
上記（１）～（６）に関して、都庁各局（デジタルサービス局、生活文化スポーツ局など）の広報力向上に向けて、これまでの幅広い知見・経験を活かして提案、支援、コンサルティング、研修等を行うこと
- (8) その他
庁内広報をはじめ、上記（１）～（７）に属さない業務についても、戦略的な広報のために専門的な知見を活かして適宜適切な対応を行うこと

4 受験資格（基準日：特に断りのない限り採用予定日）

- (1) 受験資格（①～⑥を満たすこと）
- ① 民間企業等において広報・PR関連の実務経験が一定年数（５年以上）あり、企業広報やメディア対応に関する高度な専門知識と経験を有すること。プロジェクトリーダー・プロジェクトマネージャーの経験を有すること（プロジェクトの規模・内容は任意）。
 - ② 広報・広告やこれに関連する領域（DX、アート、テクノロジー等）における幅広い知見・ネットワークを有すること。
 - ③ ②を活かし、Web や SNS の活用や新たな情報発信・PR を企画・実施する能力を有すること。
 - ④ 新しい環境に順応し、多様な関係者と効率的かつ円滑にコミュニケーションを行う力を有していること
 - ⑤ 広報・広告 にあまり長けていない人に対しても、内容や意義を説明できるプレゼンテーション能力を有していること
 - ⑥ ②③に関し、各局の広報力向上に向けた助言、提案コンサルティング等を行う能力を有すること。
- (2) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者は受験できません。
- ① 日本国籍を有しない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ③ 東京都の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑥ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

5 選考方法等

- (1) 第一次選考（書類選考）
応募用紙の記載事項により、「専門性」、「業績」及び「実務経験」等を勘案し選考します。
- (2) 第二次選考（口述試験）
採用予定職への適性等について個別面接を行います。
- (3) 面接実施時期・場所等
令和4年8月22日（月）から26日（金）までのいずれか（予定）
日時、会場の詳細については、別途お知らせします。
- (4) その他
応募状況により、面接を複数回行う場合があります。
なお、事前提出書類において、受験資格がないと認められた場合は、口述試験を受験できません（その旨通知いたします。）。

6 合格発表

- (1) 第一次選考（書類選考）
令和4年8月17日（水）頃までに、合否にかかわらず、第一次選考受験者全員に通知します。
(注) 電話等による合否の照会には応じません。
- (2) 第二次（口述試験）選考（最終合格発表）
令和4年8月下旬（予定）。最終合格発表は、採用予定日の1か月前までにいたします。
合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。
(注) 電話等による合否の照会には応じません。

7 勤務の条件

- (1) 給与
 - ア 給料は、「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づき職歴等を勘案して決定されます。
(参考例：4号給の場合) 給料月額 533,500円
 - イ アのほか、期末手当、通勤手当等が支給されます。扶養手当、住居手当等については支給されません（「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づく。）。
 - ※ このほかに、給料月額の20%相当の地域手当が支給されます。
なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

※ 条例は、東京都ホームページの「東京都例規集データベース」にて閲覧可能です
(https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki_menu.html)。

(2) 勤務時間

勤務時間は、1週38時間45分で、原則として週休2日制です。

(3) 休暇

休暇は、1年間に20日（初年度は採用日により異なり、10月1日付採用の場合は、5日となります。）付与される年次有給休暇をはじめ、慶弔休暇、夏季休暇等があります。

(4) 勤務

特定任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など地方公務員法の勤務に関する規定が適用されます。そのため、例えば、従前に雇用関係があった企業等に対して、便宜供与をはかることや職務上知り得た情報を漏洩することなどは、規定等に基づき懲戒処分の対象となります。

8 申込手続

申込みを行う場合は、下記の応募書類をメールにてご提出ください。

メールアドレス：saiyo_seisakuchousei(at)section.metro.tokyo.jp

※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、メール送信の際は、(at)を@に置き換えてご利用ください。

※ メールで応募いただく際、添付データの容量が合計3MB以内となるようお願いいたします。応募を確認した後、受信確認の旨のメールを返信いたします。

(1) 応募書類

以下の応募書類をご提出ください。

- ① 特定任期付職員申込書（第1号様式・写真データ添付）
- ② 職歴調書（第2号様式）

※各①②の様式については、政策企画局のホームページからダウンロードできます
(<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/information/2022rcrt08.html>)。

※ 応募書類の記載内容により、受験資格や記載事項等の確認を行います。記載内容に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

なお、応募書類については、厳重に管理するとともに、記載された個人情報、東京都個人情報保護に関する条例に基づき、令和4年度東京都政策企画局戦略広報部戦略広報担当課長の採用に係る事務の範囲内で利用します。

(2) 申込受付期間

令和4年7月25日（月）から令和4年8月7日（日）17時まで（必着）

9 応募先（問合せ先）

お電話での問合せは受付けておりません。ご質問がある方は、メールにてご連絡ください。

メールアドレス：saiyo_seisakuchousei(at)section.metro.tokyo.jp

※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、メール送信の際は、(at) を @ に置き換えてご利用ください。

東京都政策企画局戦略広報部企画課 採用担当

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1